

# 「もしも」の広場

VOL.12

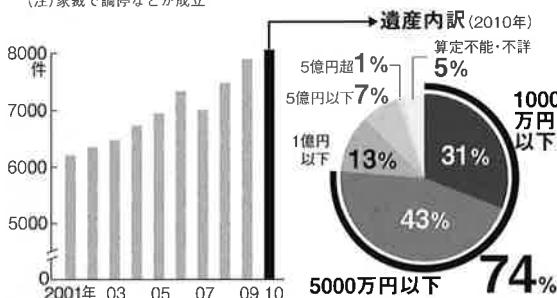


備えあれば憂いなし。

私たちの仕事は、お葬式のお世話をさせていただくだ  
けでなく、お葬式が終わった後も、ご遺族の皆さんとい  
ろんな形でお付き合いをしていくことも仕事の一部で  
す。法事やお盆といった供養に関わること・故人が加入  
していた年金や社会保険等の事務手続きなど、いろんな  
形で相談を受けることが多々あります。そんな中で、遺  
産を受け継ぐ「相続」についてもご相談も多く受けれるよ  
うになつてきました。手続きや対応を誤り、仲の良かつ  
たはずの遺族が一瞬にして「争族」となる姿も見ること  
もあります。時間をかけて解決しても家族が疎遠になる  
など不幸な事態を招くことにもなりかねません。特にも  
めやすいのが遺言書を残していない場合です。なぜもめ  
るのか、遺言書はどのように残せばよいでしょうか。

最近は、新聞やメディアで  
も、「終活」といって、老後  
生活や自分の死に対して  
準備を行うことが登場す  
る機会が増えました。少子  
高齢化社会の中で、高齢者  
の方々が、老後の面倒を見  
てもらう子どもものいない  
世帯や、子どもと別居して  
老後を面倒をみてもらう  
ことが困難だと思つてい  
る世帯が増えているので  
あろうと思います。

■増加傾向にある遺産分割事件と遺産の内訳  
(注)家裁で調停などが成立



ただ、それでも、自分の死後に行われる「お葬式」や「相続」といったことは、自分一人ではどうしようもないことです。家族の手を煩わせねばなりません。お葬式についても、自分の思つているようなお葬式をしたいのであれば、残された家族の人たちが「自分の想い」を汲み、葬儀社と打合せをしてもらう必要があります。そうでなければ、自分の思ひ通りになるとは限らないわけです。また、家族の中で

の意見の相違があれば、お葬式を行うことになると、家族を調和を乱すことになるかもしれません。そうならないためにも、私たちは、事前準備をお勧めしております。同様に、大切な遺産を受け継いでいくためにも、相続はとても大切なことなのです。が、自分の財産を次世代に家族の人にわかるようにしていかねばないと私たちには思います。



## 遺言書が無いことで、家族の絆がボロボロに…。

「遺言書だけは残してほしかった」。お葬式が終わって1年が過ぎ、初益ををすませたばかりの遺族の人の言葉です。この方は、3人兄弟の二男。父を5年前亡なくし、1年前に母のお葬式を出したのですが、亡くなつた母は、生前に「財産は、みんなで平等に分けてほしい」と言つていたそうです。しかし、遺言書がなかつたことで、家族関係に暗い影を落とすことになりました。

法律上では、3人兄弟全員が、平等に相続する権利があります。実家の財産は、土地・建物と現預金で、それらを平等に分けることになります。

でも、土地・建物は分割することは出来ません。3人兄弟がこれからも仲良くしていくためにも、相続は会いで済んだけれど、後々が疎遠になつていくケースもあります。また、トラブルが発生し、話会いがこじれたら、家庭裁判所で白黒つけて実家を残しておきたいと、そのためには自分が繼ぐ」と、長男さんが主張しましたが、三人平等に遺産をもらえると思つていた弟の三男が異議を唱えたことから

トラブルとなりました。

結局、早期解決のため、土地・建物を売却することとなり、売却代金と現預金を均等に分割したそうですが、長男さんとはそれつきり。お墓の世話や仏事についても一切に関わらず、初益にも顔を出さないと連絡があつたそう

ですし、三男さんも仲たがいの原因を作つたためか、初益のときもそそくさと帰るといつたしだいで、これから兄弟三人で会う機会もないだ

り取りなども含めた財産の実態を正確に把握することが難しく、双方の言い分を足して割るような結果になることが多いと言われています。また、弁護士費用などを考慮すると収支赤字となるケースも考えられます。

「遺言書は必ず用意した方がいい」と、「終活」の記事などに掲載されています。子ども頃は仲が良くても、家庭を持ち、住宅ローンや教育費などの負担が重くなると「もらえるものはもらいたいと思うようになる」とのことです。財産が少ないからもめないと思つてはいる人こそ要注意です。一般家庭の財産の大半を占める自宅不動産は評価でもめやすく、分けるのが難しいのです。2010年に家庭裁判所で調停などが成立した「遺産分割事件」の74%が、不動産を含む遺産額が5000万円以下のケー

スです。



## 遺言書をうまく準備するためには

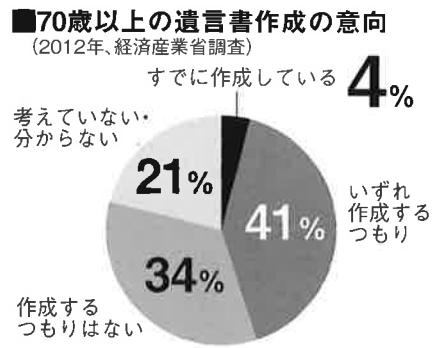
「終活」の中で、私たちのところに「お葬式の準備」のために相談に来られる方もいらっしゃいます。そんな中で相続につけても「考えておかなければいけないけどねえ…。」といつた方も多くみられます。自宅の子どもの誰かに譲りたい。でも子ども達は全員独立して、戻る見込みはない。名案が浮かばず「まだ元気」と、つい先延ばししてしまうとこのように生前に死後の準備をすることをためらう人は多くいます。経済産業省の調査によると70歳以上で遺言書を既に作成している人は4%に過ぎません。一方「作成するつもりがない」が34%、「考えていない・わからぬ」が21%に到達します。

遺言書を作成するには立会人が2人を連れて公证役場に行つて作成する必要があるため、費用も数万円かかります。死後に自分の意思を表現する方法は、この他にもあると思いません。しかし、一番確かな方法は何なのかを、考えいかねばならないと思います。自分が置かれているお墓の希望などを書きとめる「エンディングノート」の活用が注目されています。ただ、専門家の間では、「通常は遺言書としては認められない」との指摘もあります。市販の「遺言書キット」を使って自筆証書遺言を作るのも一手です。

①全文を自筆で書く

②書いた日付を残す

③自筆の署名と押印



立会人が2人を連れて公证役場に行つて作成する必要があるため、費用も数万円かかります。死後に自分の意思を表現する方法は、この他にもあると思いません。しかし、一番確かな方法は何なのかを、考えいかねばならないと思います。自分が置かれている

環境や家族の状況により、手法が違つてくるのではないか。大切な家族に仲良く暮らしてもらいたいと思うなら、手間や費用を惜しまない方が良いと思いますし、葬儀のことや相続のことは、専門家に一度ご相談なさると良いと思います。

### ■遺言の残し方

易しい	種類	検認 (家裁による確認)	効力
<b>エンディングノート</b>			
資産、葬儀の希望など項目ごとに記入。安価で遺言作成に向けた頭の整理になる			
<b>自筆証書遺書</b>			
書きやすさ	自分でいつでも書ける。証人も費用も不要。全文自筆で、書いた日付、署名、押印も必須	必要	強い 通常は遺言として認められない 要件を満たして正しく書いている場合 弱い 要件を満たさない場合、内容が不明瞭な場合(偽造・紛失の恐れも)
難しい	公証役場に行かなければならない。数万円の費用と証人2人が必用	不要	強い 公証人が手続きを確実に明確にするので内容が明確が少無効になる恐れがない。偽造・紛失の心配がない。遺言検索システムにも登録

(注)内容を他人に明かさない「秘密証書遺言」もある。パソコンや代筆でも作成できる。ただし、公証役場で手続きし、公証人手数料と証人2人、公証人1人が必用。

但し、これも形式の不備や内容が曖昧だと問題となる可能性があります。公正証書遺言が争いごとを防ぐには有効です。ただ、の資産や連絡先、葬儀や

ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。例えば、今一人暮らしで、アルツハイマー病が発症した。今後の生活において、自分の意思とは別に、親族が好き勝手しないか? 母親が、使うはずもない高額な健康器具など訪問販売で買っててしまうので、その対応策はないか? 認知症の父の不動産を売却して、入院費にあてたいが、どのような手続が必要なのか?

このように判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みとして、成年後見制度があります。自己決定権の尊重、身上配慮義務を柱とし、家庭裁判所への申立てや登記により、安心・安全に御利用頂ける制度です。判断能力が衰える前に、支援してもらう人、支援内容を決めておく「任意後見制度」と、判断能力が衰えた後に、保護の必要範囲に応じて、柔軟なメニュー作りができる法定後見制度「任意後見制度」の2つの制度があります。

将来に備えて、財産管理などの法律面で身近なお悩みがある際は、一度「成年後見制度」について、詳しく御相談されることをお勧め致します。

コラム  
『身近なしくみ  
『成年後見制度』  
権利や財産を守る

司法書士 宗 守浩

# 相続対策における「生命保険」の効用 某ライフプランナーよりのアドバイス



ために、さまざまなケースにおいて生前対策として活用できます。

例えば、相続財産の中では不動産が多くを占める場合には、分割が困難です。

このような場合に対立や争いを回避するために、分割が容易な財産となる現金を死亡保険金を受け取ることにより確保することができます。

また、相続人の中で確実に現金を受け取らせたいと思う人が存在するなら、その方を死亡保険金の受取人の指定することで、その思いを実現できます。

それから、相続税対策として、死亡保険金を納税資金として活用することができます。

その他にも、相続発生時に支払われる死亡保険金を、死亡した際に発生する様々な対応（例えば葬儀代する積年の感情なども表

金等）の資金として活用することもできます。

最後に、受取人となる方の資産形成にも活用できる効用もあります。

このように、遺産分割のための資金や相続発生時に起る様々な費用の対応資金として活用することができます。但し、それぞれの家庭の事情にあつた生命保険の活用を行わないといけません。活用を検討される場合は、是非専門の方と相談して、実情にあつた利用方法を検討してください。



## 北九州葬祭業協同組合

事務局 株式会社イフケア北九州内  
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号



0120-207-995

発行

編集責任者：戸高 正郁 編集者：角田周一・原田貴之・有門奈美・松田伸二 編集事務局：神田紀久男

### ■組合加盟社

・(株)阿部光林社	tel.093-641-3333	・(有)積善社	tel.093-321-4418
・(有)公益社	tel.093-245-0204	・(有)曾根葬儀社	tel.093-471-6376
・(株)光善社	tel.093-761-2559	・(有)中村組葬儀社	tel.093-941-1411
・(有)小倉丸喜	tel.093-931-4626	・(有)博善社	tel.093-921-1291
・(株)小宮	tel.093-661-4444	・(有)行橋造花店	tel.0930-22-1507

気になることがありますらご連絡下さい。ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。  
事前相談承っております。